

助成金	改正前	改正後
企業立地助成金	対象：新設、増設、移設 固定資産税全額（限度なし）、5年間	変更なし
上水道料金助成金 (地域限定)	対象：新設、増設、移設 上水道料金 30%（限度500万円）、5年間 【重点誘致業種:50%（限度1,000万円）】 二線提海側・半島沿岸部（※）、T B T	対象： <u>新設のみ</u> 上水道料金 <u>または淡水化、地下水利用の維持・運用費</u> <u>一律：50%（限度1,000万円）</u> 、5年間 <u>二線提海側・半島沿岸部（※）</u>
雇用奨励助成金	対象：新設、増設、移設 新設：100万円/人（限度なし） 増設・移設：20万円/人（限度1,000万円） 1年間雇用・1人・1回限り	対象：新設、増設、移設/1年間雇用・1人・1回限り 新設：100万円/人（限度なし） 増設・移設：20万円/人（ <u>限度なし</u> ） <u>二線提海側・半島沿岸部（※）は40万円/人</u>
緑化推進助成金	対象：新設、増設、移設 30%（限度500万円）、1回限り	廃止 (環境対策設備助成金の助成対象に含める)
環境対策助成金	対象：新設、増設、移設/対象経費は右記に 同じ 50%（限度1,500万円）	対象： <u>新設のみ</u> /太陽光発電、公害防止設備、空気調和設備 等 50%（ <u>限度1,000万円</u> ）、 <u>1回限り</u>
事業継続対策助成金 (地域限定)	対象：新設、増設、移設/対象経費は右記に 同じ 50%（限度1,500万円） 二線提海側・半島沿岸部（※）	対象：新設、増設、移設/自家発電、土盛・嵩上工事等 50%（ <u>限度1,000万円</u> ）、 <u>1回限り</u> 二線提海側・半島沿岸部（※）
技術研修派遣助成金	対象：新設のみ（戦略分野業種限定） 月10万円/人（限度500万円）	廃止 (活用実績なし・産業創造助成金で支援可)
市内企業発注促進 助成金	対象：新設のみ（戦略分野業種限定） 50(または100)万円/社(限度500万円)、一回 限り	廃止 (活用実績11年間で1件・直営でマッチング支援)
新産業等創出促進 助成金	対象：新設、増設、移設 総事業費×10%（限度3,000万円）	廃止 (震災復興基本計画に則つたもの・既存の他助成金で支援)
【新】 用地取得費助成金		対象：新設、増設、移設 (分譲㎡単価－12,000円/㎡)×50%(増設・移設は 25%) ×分譲面積（限度1億円） 二線提海側（※）
【新】 情報関連・バック オフィス等企業立 地促進助成金		対象：新設、増設、移設 ①～③の合計額 ①投下固定資産額×10%（限度1,000万円） ②月額賃料×10%×12カ月（限度100万円/年）、5年 間 ③新規雇用者 新設：100万円/人（限度な し） 増設・移設：20万円/人（限度な し） 二線提海側・半島沿岸部（※）は40万円/ 人

※：二線提海側・半島沿岸部は災害危険区域に限る（条例施行規則で規定）